

区民憲章に盛り込む主な内容一覧【検討資料】

項 目	条文に盛り込む主な内容	基本的な考え方・検討すべき事項																		
前 文	区民憲章が求められる背景 文京区の自治の理念の明示 自治体運営のルールにおける基本理念の明示 最高規範性																			
章 総 則																				
1 目 的	文京区における自治の理念を明示するものであることを宣言 協働・協治社会の創造のための基本的事項を明示することを宣言 文京区の特質と目指すべき自治像																			
2 定 義	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定 義</th> <th>構 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各主体</td> <td>区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区民</td> <td>区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域活動団体</td> <td>地域の包括的な課題の解決や地域住民の連携を図るため、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体</td> <td>自治会・町内会、PTA、商工会議所、JC、を 考える会、等</td> </tr> <tr> <td>非営利活動団体</td> <td>社会的な課題に関して、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に解決に取り組む団体(民間の非営利団体、市民団体)</td> <td>NPO法人 ボランティア 団体、市民活 動団体</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td>区内において、事業活動を行うもの</td> <td>商法法人、公 益法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*区 : 区議会及び執行機関により構成される自治体政府 *区 民 等 : 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者 *協働・協治 : 自立的なさまざまな主体が相互に協調し、調整しあい、公的な分野を担っていくというガバナンスという言葉で表される考え方</p>		定 義	構 成	各主体	区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区		区民	区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人		地域活動団体	地域の包括的な課題の解決や地域住民の連携を図るため、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体	自治会・町内会、PTA、商工会議所、JC、を 考える会、等	非営利活動団体	社会的な課題に関して、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に解決に取り組む団体(民間の非営利団体、市民団体)	NPO法人 ボランティア 団体、市民活 動団体	事業者	区内において、事業活動を行うもの	商法法人、公 益法人	<p>地域活動団体と非営利活動団体の違いは何か。明確に定義を分ける必要があるのかについて検討することが必要。 市民団体とは何か、公益法人の扱いをどのようにするか検討することが必要。</p> <p>区を除く各主体を「区民等」と定義した。 ガバナンスの考え方を表す用語を、「協働・協治」とした。 一方、「新しい協働」と表すという意見もあり、用語の使い方を統一することが必要。 「参画：協働 区民等が公的な課題の解決に向けて主体的に取り組むこと」という意見があった。 「協働・協治：協働と協地の定義の違いが不明確 あえて『協治』をいれる必要はないか。」という意見があった。 「区民等(主権者・顧客・サービス提供者)と区(信託を受けた自治体政府)の位置付け・関係性の明確化」という意見があった。</p>
	定 義	構 成																		
各主体	区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区																			
区民	区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人																			
地域活動団体	地域の包括的な課題の解決や地域住民の連携を図るため、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体	自治会・町内会、PTA、商工会議所、JC、を 考える会、等																		
非営利活動団体	社会的な課題に関して、(自発的な意思と自己責任に基づき、)自主的に解決に取り組む団体(民間の非営利団体、市民団体)	NPO法人 ボランティア 団体、市民活 動団体																		
事業者	区内において、事業活動を行うもの	商法法人、公 益法人																		
章 基 本 理 念																				
第 1 節 協働・協治																				
1 協働・協治の実現	各主体の相互理解 果たすべき責任と役割の分担 補完性の原則 基本理念を「協働・協治」とする 以上の原則により、公的な課題の解決を共に担う																			
第 2 節 基本原則																				
1 自己決定・自己責任の原則	各主体は、自ら決定し、自らの責任で活動することを基本とする																			
2 情報共有の原則	各主体は、ネットワークをつくり、お互いの情報を共有しあう 各主体は、参画しあうことを基本とする																			
3 対等な立場の尊重	各主体は、対等な立場に立つ 各主体は、相互理解と信頼関係を築く																			

3 章 区民等の権利、責務

資料第 16 号による区民等の権利・責務

主 体	権 利				責 務				
	主体として尊重	活動に参画	情報を知る	参加・不参加	各主体の尊重	自主的自律的な活動	発言・行動に責任	主体として責務・認識	活動に参画・事業を推進
区 民									
地域活動団体									
非営利活動団体									
事業者									

資料第 18 号による区民等の権利・責務

主 体	権 利							責 務								
	営利追求	協働・協治の主体	地域社会を協働・協治	積極的に活動に参加	(行政) 情報を知る	未成年の青少年等	公正・公平な取扱い	公的サービスに参画	納税等役割に応じた義務の履行	各主体の尊重	各主体の自立的な活動尊重	自主・自立的な活動展開	発言・行動に責任	活動に参画・地域活動展開	地域福祉の推進	公的サービスに参画
区 民																
地域活動団体																
非営利活動団体																
事業者																

基本的な考え方・検討すべき事項

各主体の権利・責務に入れる内容について検討が必要。
上記の整理表に記載してある権利・責務以外に盛り込む内容があるかどうかの検討が必要。

【基本的な方向性に関して、次のような意見があった】

区民：選挙の投票率は高いが活動は低調 潜在的な活動者の掘り起こし
非営利活動団体：NPO等の活動はこれから 活動の活性化に向けた環境整備
事業者：存在は大きい役割分担はこれから 企業市民としての位置付けの強化
地域活動団体と非営利活動団体の権利、責務は同じ内容（定義の違いと分ける意味の確認）
区民等の責務で「主体として責務・認識」と「活動に参画・事業を推進」は同じ内容
事業者は「企業市民」としての責務を整理。

第 4 章 区の責務

1 自治体政府としての役割	地方自治の本旨(住民福祉の向上・最小の経費で最大の効果の発揮)	「文京区のアドバンテージを十分に生かしていない 地域資源の有効活用」という意見があった。 「区の責務は『地方自治の本旨』のもと、『住民の福祉の増進』の目標、『最小の経費で最大の効果』のプロセスを明記。地方公共団体から自治体政府への転換を図ることを明記。『保証者』『調整者』の役割を明記。」という意見があった。
	議会と執行機関の長その他吏員は、責務を果たし、地方自治の本旨の実現を図る	
2 保証役としての役割	サービスの産出・供給の役割 公的サービスの産出・供給を保障する制度的しくみの構築	
3 調整者としての役割	各主体の間の調整・調停を行う役割	
4 地域の担い手の育成	公的活動に参画する人々・団体の育成 参画の場を作る(きっかけ作り)	

第 5 章 区議会の責務

		区民憲章区民委員からは、「区議会の責務」について提案がありました。 現在、区議会の責務については、文京区議会・議会運営委員会で検討されており、この区民憲章区民会議においては、参考意見としての位置付けとして扱うこととします。
--	--	--

第 5 章 執行機関の責務		
1 執行機関の責務	公正かつ誠実に職務の執行に当たる	「執行機関：先進的な取組と従来型の意識のギャップ 新たな価値観と手法の定着を基本方針とする」という意見があった。 『長及び執行機関』は『執行機関』でまとめ、その中で『長』を特出しする。執行機関における NPM、説明責任、情報共有を明記する。」という意見があった。
	区民などとの協働を前提とした行財政改革を行う	
2 区長の責務	公正かつ誠実に区政の執行を行う	
	実現すべき目標を期限をつけて区民に明らかにし、達成状況を報告	
	効率的かつ効果的な区政運営	
3 区職員の責務	主体的に区民と係っていく強い意志を持って職務を執行	
	区長の示すも区報の実現に向けて行動	
4 行政情報の共有	区民の知る権利の保障	
	区民の行政情報の公開を請求する権利を明示	
	区民の区政への参画の促進	
	区民との信頼関係の構築	
5 説明責任	公正で開かれた区政の実現	
	過程、内容、効果、手続きを説明する責任を果たす	

第 7 章 協働・協治の推進		
第 1 節 各主体の協力		各主体には、区も対象となる【定義参照】
1 各主体相互の信頼関係	対等の原則	タイトルは「信頼関係」としたが、信頼関係と尊重とは必ずしもイコールではないので、確認が必要。
	互いに相手の活動を尊重	
	信頼関係を構築する努力	
2 各主体相互の調整	活動を行う場合に相互調整を行う	相互調整としたが、協力の関係とは意味が異なるため、協力の関係を盛り込むかどうか判断が必要。
3 各主体の社会資源の活用等	各主体が所有する、人的・物的資源を活用するよう努める	
第 2 節 各主体の参画		区民等は、区を除く各主体のことを指す。
1 参画の原則	各主体は、公的課題の解決を図るため、積極的に参画する	義務とするか、努力規定とするか。
	区は、区民等が参画できるよう配慮する	配慮とするか、参画の機会の創出とするか。
2 区の政策形成・実施・評価等の各段階への参画	区民等は、区の活動に参画するよう努力する	努力規定とするか、できる規定とするか検討が必要。
	区は、区の活動に区民等の参画を図るよう配慮する	
3 区の政策等に係る区民等の意見表明手続き (パブリックコメント手続きに関する制度)	区民等は、区の政策などに関して意見を表明するよう努める	努力規定とするか、できる規定とするか検討が必要。
	区は、区民等の意見を聴取するとともに、誠実に区の考え方を公表する。緊急性を要するものを除く。	
4 区への事業提案	区民等は、区が実施する事業について提案するよう努める	努力規定とするか、できる規定とするか検討が必要。
	区は、区民等が提案できるよう環境整備に努める	
5 各主体相互の活動への参画	各主体は、相互に活動に参画するよう努める	
	区は、相互に活動に参画できるよう環境整備に努める	
第 3 節 各主体の意思の表明		
1 意思表明の原則	各主体は、協働・協治の推進のため意思表明に努める	
	区は、区民等が意思表明できるよう環境整備に努める	
2 選挙投票による意思表明	選挙権を有する区民は、区議会議員・区長選挙で意思を明確に表明する	
	区は選挙権を適切に行使できるよう環境整備に努める	
4 住民投票	住民投票の制度を設けることができる 住民投票の実施に関する手続き等の事項は別に条例で定める	
第 4 節 各主体の情報の共有		
1 情報共有の原則	各主体は、相互に関心を寄せあい、情報を共有することに努める	
2 情報公開	各主体は、公的な課題解決に関する自らの情報の公開に努める	
3 各主体の説明責任	各主体は、公的活動に関し、説明する責務を有する	
第 5 節 協働・協治の推進体制		
1 協働・協治推進委員会	多様な主体からなる協働・協治の推進体制についての規定	
2 区外の人々との連携	区外の人々、行政、団体と連携し、協力する。	

そ の 他
